

令和6年11月28日

保護者 様

井原市立西江原小学校
校長 森川 孝一

学校管理下における傷病時の健康保険証の確認方法について（お知らせ）

平素から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、既に報道されていますように、令和6年12月2日に健康保険証の新規発行が終了し、今後は、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしているマイナンバーカード ※1）によるオンライン資格確認を行うことが基本となっていきます。これにより、学校管理下（修学旅行・校外学習等）における傷病時に、やむを得ず保護者不在のまま学校が病院受診を引率する場合は、健康保険資格確認のため保護者の方に次の対応をしていただくことが必要となります。ご理解・ご協力のほどよろしく申し上げます。

記

マイナ保険証がある	①マイナポータル（スマホアプリ）に表示される、被保険者資格情報の PDF ファイルを端末に保存する。 ②PDF ファイルをプリントアウトし、医療機関の指定する方法で送信する。（FAX 等） ・資格情報のダウンロード機能については、裏面をご確認ください。	
マイナ保険証がない	「資格確認書」(※2)がある	「資格確認書」の写しを、医療機関の指定する方法で送信する。（FAX 等）
	現行の健康保険証がある (資格確認書はない)	健康保険証の写しを、医療機関の指定する方法で送信する。（FAX 等） 【現行の健康保険証が使える期間】 A 令和7年10月31日まで B 有効期限がAより以前に到来する場合は、その有効期限まで

なお、上記のいずれによる確認も行えない場合には、原則として、一旦医療費の全額（10割）をお支払いいただきます。後日、資格が確認できた際に、自己負担分を超える金額については、医療機関や薬局等から還付を受けることとなります。

※1 お問い合わせの内容によって、連絡先は次のようになります。

- ・マイナンバーカードの作成に関することは、井原市役所市民課
- ・マイナンバーに関する総合的な問い合わせは、デジタル庁マイナンバー総合フリーダイヤル
- ・マイナ保険証、オンライン資格確認、資格確認書等は、加入されている医療保険（健康保険組合）

※2 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を持っていない方には、健康保険証の代わりとなる「資格確認書」が交付されます。（現行の健康保険証が使用可能な方には、資格確認書は交付されない場合があります。）

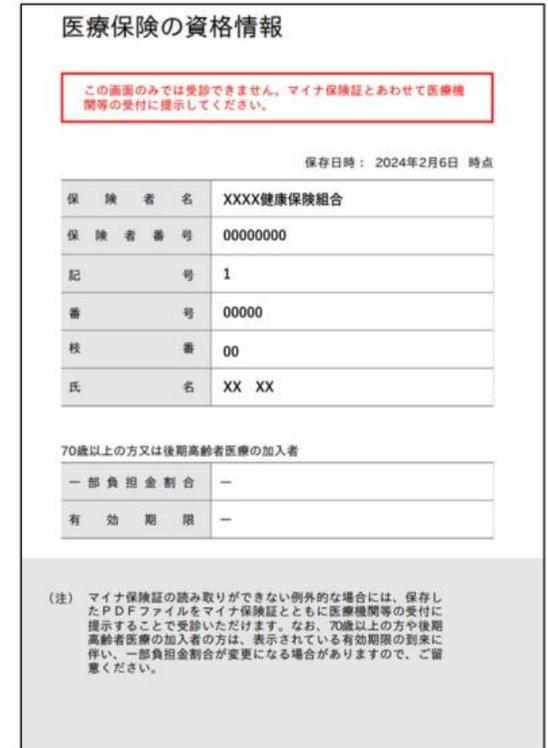
医療保険の資格情報のダウンロード機能

【参考】

マイナポータル画面



端末にダウンロードされるPDFファイルのイメージ



厚労省事務連絡資料より引用